

選挙に関する規程

第1章 総則

第1条 全会員は選挙権及び被選挙権を有する。

第2条 本会の選挙に関する一切の業務は選挙管理委員会がこれを行う。

第3条 告示は投票予定日の少なくとも7日前に選挙管理委員会の名において行い、下記の事項を明記する。

- (1) 選出すべき役員とその定員数
- (2) 立候補届出の方法（届先、届出用紙の方式）
- (3) 立候補届出締め切りの日時
- (4) 投票日
- (5) その他

第4条 立候補を辞退する場合は投票日の4日前までに選挙管理委員会へ届け出なければならない。

第5条 書記担当委員及び経理担当委員を除く全役員は全会員によって選挙される。

第2章 選挙運動

第6条 選挙運動の方法は演説会とポスターによる宣伝のみとする。

第7条 演説の開催者は事前に日時、場所を選挙管理委員会に届け出る。

第8条 運動期間は立候補届け出後より投票日の前日までとする。

第9条 ポスターは選挙管理委員会の指定用紙を使用する。

第10条 禁止事項を再三の注意にもかかわらず行うものは選挙違反として選挙管理委員会で処分する。

第11条 処分についてはその場合により選挙管理委員会の協議によって定める。

第12条 投票に先立ち選挙管理委員会は全会員の出席のもとで所定の日時、場所において立候補者及び応援演説者1名による立ち会い演説会を開催する。

第3章 投票及び開票

第13条 投票用紙は選挙管理委員会指定の用紙以外は無効とする。

第14条 投票用紙の様式、記入方法はその都度、選挙管理委員会で決定する。

第15条 投票は立会演説会終了後HRにおいて行う。

第16条 開票は投票後直ちに選挙管理委員が行なう。

第17条 開票は各候補の責任者1名の立会いを必要とする。

第18条 無効投票は下記の場合とする。

- (1) 所定以外のことを記入した時
- (2) 不明瞭で判断が困難であると選挙管理委員会が認めた時

第4章 当選

第19条 開票の結果次のものを当選とする。

有効投票の過半数を得たもの。該当者がいない場合は上位2名による決選投票を行い投票の多いもの。

第5章 信任投票

第20条 立候補者の数が選出すべき役員の定数と等しい場合、または定数以下の場合に信任投票を行なう。信任の成立は有効投票数の過半数を必要とする。

第6章 補則

第21条 任期の途中で辞退を申し出た時、選挙管理委員会で正当な理由と認定した時に受理される。

第22条 任期の途中で欠員を生じた場合、直ちに補欠選挙を行う。